

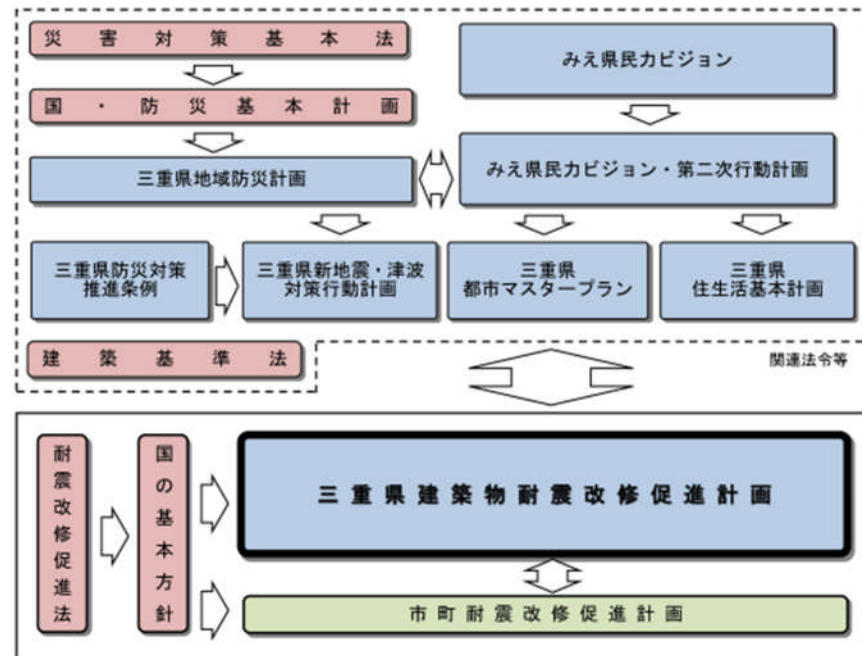
■ 三重県建築物耐震改修促進計画概要版

1 計画策定の背景

三重県耐震改修促進計画の計画期間（平成19年度～27年度）の終了改定にあたっては以下の背景をふまえ、計画を策定

- 東日本大震災等、大規模地震の発生
- 南海トラフ地震等の発生切迫性
- 国中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）」
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」）の改正
※平成28年7月、平成29年3月、平成29年8月に一部改定

2 計画の位置づけ



3 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにすると共に、目標を達成するための具体的な施策を定め、それぞれの主体がそれに取り組むことにより、県内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、県民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

- ① 対象区域：三重県全域
- ② 計画期間：平成28年4月から平成33年3月までの5年間
- ③ 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前に建築された^(※)住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図っていきます。

※ 住宅又は建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたものを「旧耐震基準」という。

4 基本的な取組方針

① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進に当たっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

② 県の支援

県は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また、県は、震災対策上公共性が高いなど、公共的な観点から必要がある場合に、財政的支援を行うものとします。

③ 関係者との連携

県、市町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

5 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

平成25年統計調査をもとに、昭和55年以前建築の住宅戸数（空き家等居住世帯のない住宅を除く。）を推計すると、平成25年度末時点で205,900戸となり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は130,730戸で、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合」は63.5%となります。

そこで、近年の耐震補強補助実績平均が年160戸であるところを、年200戸を目標に、平成32年度末には「耐震性のない住宅戸数」を108,600戸、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）」を53%となるように取り組みます。

なお、この耐震補強補助戸数（200戸/年）の取組や、既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、平成32年度末時点推計すると、住宅総数は743,700戸、耐震性のある住宅は635,100戸、耐震化率は85.4%となります。

(2) 建築物の耐震化の目標

① 県有建築物の耐震化の目標

県が所有する対象建築物（旧耐震基準の非木造で延べ床面積200㎡超の建築物等）について、平成26年度末時点において、耐震化率100%（対象698棟）となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていきます。

② 市町有建築物の耐震化目標

市町が所有する多数の者が利用する建築物（学校、病院、店舗等で3階以上かつ1,000㎡以上等）の耐震化について、耐震化率100%（平成26年度末時点で約97%）とします。詳細な耐震化の目標及び整備プログラムは、各市町の耐震改修促進計画において、示すものとします。

③ 民間建築物の耐震化の目標

民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物である分類A及び分類Bについて、耐震化率95%（平成26年度末時点で約86%）とします。

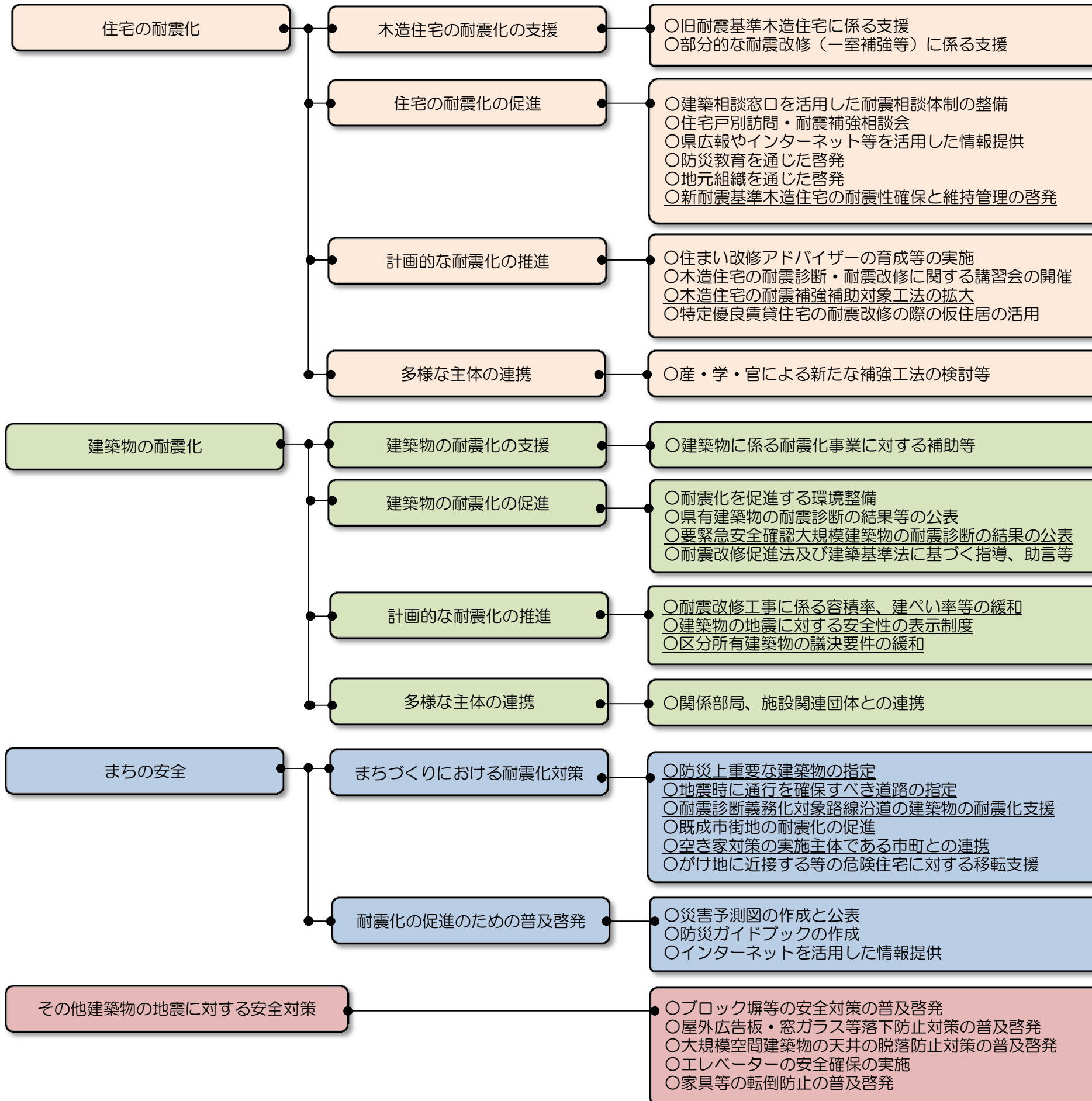
■ 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館、体育館
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	共同住宅、寄宿舍・下宿
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	上記以外 ホテル・旅館、事務所、停車場等
			II	I以外の建築物（付属建築物等）

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

6 住宅・建築物の耐震化のための施策



※ 下線の施策は新計画において追加した施策を示す。

7 その他計画の推進に関し必要な事項

- 市町が策定する耐震改修促進計画
耐震改修促進法において、市町においても「耐震改修促進計画」の策定に努めるものとされています。
- 三重県では、甚大な被害をもたらすと予想される、東南海・南海地震等の発生が切迫していることから、他県にまして一層、市町及び県民のみなさんによる耐震化への取組が重要です。耐震化の促進を計画的、効果的に進めていくため、市町についても「耐震改修促進計画」の策定を促していきます。
- 市町耐震改修促進計画は、以下の方針に基づき策定するものとします。
- ア できるだけ早期に策定する。
- イ 計画期間は、策定年度から平成32年度までとする。
- ウ 定めるべき事項については、国の基本方針をはじめ、本計画及び市町の地域防災計画等との整合を図るとともに、地域の状況を考慮して策定する。
- エ 市町は、市町耐震改修促進計画の策定に当たって、県と十分な調整を行うものとする。

(参考) 主な補助制度概要

- 待ったなし！耐震化プロジェクト
(木造住宅耐震補強補助事業) [平成16年度～]
- 耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。
- 補助率:国 11.5%(補助上限額 41万1,000円)、県 1/3、市町 1/3(補助基本限度額 90万円)
- 大規模建築物耐震対策促進事業
(大規模建築物耐震改修事業費補助金) [平成26年度～]
- 耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物のうち、次のいずれかに該当する建築物に対する耐震改修の補助を行う。
 - 災害時に避難所として活用される建築物
 - 災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物
- 補助率:国 1/3、県 5.75%、市町 5.75%
- 避難路沿道建築物耐震対策促進事業
(避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金) [平成27年12月～]
- 耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に対する耐震診断の補助を行う。
- 補助率:国 1/2、県 1/4、市町 1/4